

告示

埼玉県告示第八百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
埼玉 県知 事第 十号	ビューロ ーベリタ スジャパ ン株式会 社	住 所	神奈川 県横 浜市 中区 山下 町一 番地	神奈川 県横 浜市 中区 山下 町二 十二 番地	平成二 十九 年八 月一 日